**定　款　サ ン プ ル**

**株式会社○○○○**

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

**目　次**

[**第１章　総　則** 2](#_Toc311723682)

[**第２章　株　式** 2](#_Toc311723688)

[**第３章　株主総会** 3](#_Toc311723696)

[**第４章　取締役及び取締役会** 4](#_Toc311723704)

[**第５章　監査役および監査役会** 6](#_Toc311723716)

[**第６章　計　算** 7](#_Toc311723728)

[**第７章　附　則** 8](#_Toc311723731)

**定　款**

将来の上場を視野に入れている従業員規模300～500名程度の非公開の中小企業を想定し、機関として「取締役会・監査役・監査役会」を設置する形式の一例です。

# **第１章　総　則**

（商号）

第 条　当会社は、商号を株式会社○○○○と称し、英文では、○○○○ CO.,LTD.と表示する。

（目的）

第 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ○○の製造販売

※当ファイルの最後のページに、第2条の事業目的例について掲載しております。

5. 前各号に附帯、関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 条　当会社は、本店を東京都●●区に置く。

（機関の設置）

第 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

（公告方法）

第 条　当会社の公告は、官報に掲載する。

# **第２章　株　式**

（発行可能株式総数）

第 条 当会社の発行可能株式総数は、　　　株とする。

（株式の譲渡制限）

第 条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

　（相続人等に対する株式の売渡請求）

第 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定）

第 条　当会社は、当会社の株式（自己株式を含む）を引き受ける者の募集をし、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、取締役会の決議により会社法第199条第一項各号および同法第202条第一項各号の事項を決定する。

（株券の不発行）

第条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者またはその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

（質権の登録および信託財産の表示）

第条　当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

（株主の住所等の届出）

第条　当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

# **第３章　株主総会**

（招集）

第条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

　（提示株主総会の基準日）

第条　当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる。

（招集期間）

第条　株主総会の招集通知は、各株主に対して、株主総会の日の1週間前までに、その通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第条　株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（招集権者および議長）

第条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

1. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の協議により予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第条　株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

1. 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって決する。

（議決権の代理行使）

第条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

1. 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令定める事項については、議事録に記載または記録する。

※**累積投票とは**

株主総会において複数の取締役を選任するときの投票方法の1つであり、1株につき、選任する取締役と同数の議決権が各株主に与えられる。

第23条第2項の定めがない場合には、会社法第342条により、株主から請求があった場合は累積投票により選任しなければならない。この場合、株主は議決権（取締役選任人数×株数）を候補者1人に集中して行使することができるので、持株比率以上の取締役選任権を持つことになり、少数支持の取締役候補者が選任されることもありうる。そのため、累積投票は定款で排除されている場合が多い。

# **第４章　取締役及び取締役会**

（取締役の員数）

第条　当会社の取締役は３名以上とする。

（取締役の選任）

第条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

1. 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

1. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役および役付取締役）

第条　取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長１名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

1. 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を統括する。
2. 取締役会は、その決議により取締役会の中から役付取締役を若干名定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第条　取締役会は、法令上に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第条　取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

1. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議）

第条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっておこなう。

1. 前項の規定にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、当該決議事項について監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

（取締役会規程）

第条　取締役会に関する事項については、法令または本定款にさだめるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）等は、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

1. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

# **第５章　監査役および監査役会**

（監査役の員数）

第条　当会社の監査役は、３名以上とする。

（監査役の選任）

第条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

1. 取締役の選任については、累積投票によらない。

（監査役の任期）

第条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

1. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤監査役）

第条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第条　監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

1. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

（監査役会の議事録）

第条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

（監査役会規程）

第条　監査役会に関する事項については、法令または本定款にさだめるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

（監査役の責任免除）

第条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

1. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

# **第６章　計　算**

（事業年度）

第条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当等）

第条　当会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をおこなうことができる。

1. 当会社は、毎年9月末日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当をおこなうことができる。
2. 剰余金の配当または中間配当が、その支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

上記は当会社の定款に相違ありません。

○○年○月○日

東京都○○区・・・・

株式会社○○○○

代表取締役　○○○○

# **附　則**

制　定 平成24年1月27日

改　定

このページでは、会社設立時に作成する定款（原始定款といいます）において記載の必要な内容をご紹介しています。

会社設立後は必須内容ではないため、最初の定款を変更するときに、附則を削除することが一般的です。

# **第７章　附　則**

（設立に際して出資される財産の最低額および成立後の資本金の額）

第条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は金　　　　円とし、出資された財産の全額を成立後の資本金の額とする。

（最初の事業年度）

第条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から〇〇年３月３１日までとする。

（設立時の役員）

第条　当会社の設立に際しての役員は、次のとおりとする。

　　　　　　設立時取締役　　○○○○、○○○○、○○○○

　　　　　　設立時監査役　　○○○○

（発起人の氏名または名称、住所、割当てを受ける設立時発行株式の数等）

第条　当会社の発起人の氏名または名称、住所、各発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数は、次のとおりである。

　　　　　東京都○○区○○一丁目２番３号

　　　　　　　普通株式　\*\*\*株　\*\*\*万円　○○○○

　　　　　千葉県○○市○○二丁目３番４号　××マンション104号

　　　　　　　普通株式　\*\*\*株　\*\*\*万円　○○○○

　　　　　埼玉県○○市○○三丁目４番５号マンション303号

　　　　　　　普通株式　\*\*\*株　\*\*\*万円　○○○○

　　　　　千葉県○○市○○四丁目５番６号

　　　　　　　普通株式　\*\*\*株　\*\*\*万円　○○○○

第条　この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上、株式会社○○○○を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

　　　　　年　月　日

　　　　　発起人　　○○○○

　　　　　発起人　　○○○○

　　　　　発起人　　○○○○

　　　　　発起人　　○○○○

**事業目的の記載例**

ご参考

定款に記載する「事業目的」は、会社の事業の範囲を客観的に正確に確定できる程度に具体的に記載する必要があります。以下に例を記載します。

なお、この「事業目的」は、申請手続きの際に法務局で内容確認を受けることになります。手続きをスムーズに進めるためにも、事業目的の記載内容や表現について、予め管轄法務局に確認をしておくことをおすすめいたします。

**事業目的の一例：**

・○○工事業　⇒　**水道**工事業

・○○の経営　⇒　**飲食店**の経営

・○○の運営　⇒　**ポータルサイト**の運営

・**建築物**の清掃および保守、管理業務

・**日曜雑貨品**の輸入、企画、デザインおよび販売

・**建築物**の設計および工事

・**ウェブサイトおよびウェブコンテンツ**の制作

・**不動産**の売買、仲介、斡旋、賃貸および管理

・**インターネットを利用した商品の売買システム**の設計、開発、運用および保守業務

　　など

（注：例を示すために下線をひいています。実際に作成する文書には、下線は不要です）

※　下線部分には、事業に適した語句や用語を入れてください。なお、日本の産業分類を定めた [日本標準産業分類] には、さまざまな業種等が記載されていますので、参考資料としてご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3-1.htm#header>